自転車等売却に関する契約 仕様書

この仕様書は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 第6条第4項に基づき市川市(以下、「売主」とする。)に所有権が帰属した自転車及び原動機 付自転車(以下「自転車等」という。)の売却に関する契約に関して、その買主が当該契約を履 行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1. 件名 令和7年度第1回 自転車等売却に関する契約
- 2. 施行場所 塩浜ヤード(市川市塩浜2-1-1) ※詳細は別紙「塩浜ヤード位置図」参照。
- 3. 契約期間 令和7年6月2日から令和7年8月15日まで
- 4. 引き渡しに関する事項
 - (1) 本契約は、売主に所有権が帰属する自転車等 968 台(うち原動機付自転車 13 台) に 係る特定物の売買契約である。
 - (2) 本契約は総価契約とする。
 - (3) 買主は、売主に所有権が帰属する自転車等968台を全て買い受けるものとする。
 - (4) 自転車等の引き渡しは、契約代金の納入が確認された後に実施するものとする。
 - (5) 自転車等968台の所有権は、買主が契約代金を完納したときに、売主から買主に移転するものとする。
 - (6) 自転車等968台の危険負担は、買主が契約代金を完納したときに、売主から買主に移転するものとする。
 - (7) 引き渡し日時は、売主と買主協議の上、決定するものとする(原則として、平日の午前9時45分から午後4時00分までとする)。
 - (8) 引き渡し日が複数回となる場合において、引き渡しの頻度は、契約期間中に履行完了できるよう、売主と買主協議の上、決定するものとする。
 - (9) 引き渡し日に、監督職員は買主立会いのもと、引渡場所の開錠及び施錠を行うものと する。買主は開錠時点において、監督職員へ当日における自転車等の搬出予定数量及 び作業終了予定時刻を報告すること。
 - (10)履行確認のため、買主は監督職員立会いのもと引き渡し作業を行うこととし、また、 引き渡し作業終了時には監督職員とともに引渡場所敷地内の確認を行うこと。
 - (11) 引き渡し時に、買主は引渡場所から搬出するために必要な最小限の作業を行うものとする。
 - (12) 自転車等の引き渡しに必要となる運搬車両は買主が用意し、運搬等に際しては道路 交通法等関係法令を遵守し、事故等がないよう、十分な安全確保に努めること。ま た、運搬等時に発生した事故等については、売主は一切の責任を負わない。
 - (13) 引き渡し作業終了後、買主は、作業により生じたごみの回収など、必要に応じて引渡場所の清掃を行うこと。

(14) 買主は、引き渡し作業終了日(引き渡し日が複数回となる場合においては、各引き渡し日)から起算して10日以内に自転車等買受報告書(指定書式)を売主に提出すること。

5. 売却に関する条件

- (1) 買主は、自転車等引き渡し後の一切の責任を負うものとする。また、買主は自転車等 に経年劣化箇所、損傷箇所、欠損箇所が存在することを容認して自転車等の引き渡し を受けるものとし、いかなる経年劣化箇所、損傷箇所、欠損箇所が存在したとしても 同存在は契約不適合に該当するものではなく、売主に対し追完請求、代金減額請求、 解除、損害賠償等の一切の責任を問わないこととする。
- (2) 買主は、この契約に基づく作業を一括して第三者に委託し、又は請負わせてはならない。
- (3) 買主は、売主から引き渡された自転車等の処分にあたっては「廃棄物の処理及び清掃 に関する法律(昭和45年法律第137号)」及び関係法令を遵守し、適正に処理する こと。
- (4) 買主は、売主から引き渡された自転車等を他に売却する場合は、外国に輸出・売却するものとする。ただし、部品のみの売却はこの限りではない。
- (5) 買主は、売主から請求があった場合、自転車等を外国に売却したことを証する書類の 写しを売主に提出すること。

6. その他

- (1) 自転車等の引渡し・搬送等に係る費用は、買主が負担するものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、売主、買主協議のうえ決定するものとする。
- (3) 契約の履行上疑義が生じた場合は、売主と協議の上、その指示に従うこと。
- (4) 買主は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。

7. 特記事項

- (1) 買主は、引渡場所における売却不可エリア自転車等については、搬出しないこと。
- (2) 買主は、自転車等に付随する前かご、後ろかご、子ども乗せ設備等も含めた全てを買い受けること。
- (3) 買主は、施設内及び自転車等に付随するかご等に残されている廃棄物等を施設内に飛散及び遺棄することの無いよう、これらを回収し適切に廃棄処分すること。

自転車等買受報告書

1.	引	渡	台	数	原動機	<u>転</u> 幾付自!	車 転車	<u></u>	_		
2.	引渡	を 台数	文確認	君	<u>買主</u>	(会社:	名)	担当者
3.	引	渡	場	所		シャ ヤ	— K				
4.	実	施	目	時	令和	時	年 分:2	<u>月</u> いら	<u>日</u> 時	()	- <u>分迄</u>

塩浜ヤード位置図

